

小学校適正規模等の答申

少子化の影響で児童数が減少し、小学校の小規模化が進行しています。このため、町教育委員会は昨年7月22日に「南部町立小学校適正規模等検討委員会（尾山幹雄委員長）」に対し、小学校の在り方について諮問しました。検討委員会では、検討会議と学校視察を併せ9回の会議を持ち、小学校の現状把握と今後の児童数の推計、小規模校のメリット・デメリット、住民意識調査結果の考察、実際の授業の様子などについて、委員間で慎重かつ熱心な意見を交わし、検討してきました。これらの検討結果は答申書にまとめられ、12月3日定例会教育委員会の折、尾山委員長から教育長に提出しました。

答申の内容は次のとおりです。

◆適正規模・適正配置の具体的方策

【視 点】

- ①学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。また、今後の教育においては、一方向・一斉型の授業だけでなく、子供たちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など協働的な学習を通じて、意欲や知的好奇心を十分に引き出すことが求められており、新たな時代に求められる教育活動のあり方に注目した。
- ②適正規模・適正配置の検討に際しては、児童の保護者や就学前の子供の保護者の声を重視するとともに、地域住民の十分な理解と協力を得る必要がある。検討委員会が平成26年10月に実施した「小学校適正規模についての意識調査」結果によれば、「小規模な小学校」について、町全体では「統合すべき」と回答した町民は60.4%、「存続すべき」は20.6%、「どちらともいえない」が17.1%であった。また、万沢地区だけみても、「統合すべき」は48.8%、「存続すべき」は31.7%、「どちらともいえない」は18.3%であった。検討委員会ではこの調査結果に配慮した。

以上のような視点から、具体的方策を下記のとおりまとめた。

【具体的方策】

- ①適正配置については、旧町を基本とし、万沢小学校と富河小学校をAグループ、栄小学校と睦合小学校をBグループに分け検討する。
- ②Aグループについて、万沢小学校は、複式学級を含む過小規模校となっており、また平成30年度に欠学年が発生する見込みであることから、富河小学校との統廃合について、2校の保護者及びそれぞれの地域住民に十分説明をし、理解を得た上で推進することが望ましい。
- ③Bグループについて、睦合小学校・栄小学校はともに児童数の減少が見込まれ、特に栄小学校は既に1学年10人以下の学年が発生し、小規模化が進行している。今後、将来的な児童数を踏まえて統廃合の検討を行う必要がある。
- ④統廃合後の通学区域の在り方について、現状では、旧村・旧町単位の通学区域が定着していることから、Aグループについては、通学区域の在り方は変更しないこととし、Bグループについては、通学距離の増大が予想される場合もあることから、通学区域の在り方を見直すことも考えられる。



尾山委員長から渡辺教育長に答申書が手渡されました

※答申では、学校の統廃合に対する具体的な手順や手法及びその時期等に関しては、教育委員会において適切に設定することを求めています。この答申内容について町教育委員会で慎重に審議し、委員会としての考え方を取りまとめたうえで町に具申します。その後、町民の方々に十分説明し理解を得たうえで、最終的に町としての方針が示されていくことになります。

通知カードは届きましたか？



《通知カードを郵送で受け取ることができなかった方へ》

マイナンバーの通知カードが11月から郵送されましたが、まだお手元に届いていない方は役場本庁舎住民課へ返戻されている可能性があります。以下のケースに該当する方は、住民課窓口でお受け取りください。

なお、同居の方が受け取っている場合がありますので併せてご確認ください。

返戻されるケース

- ・住民票の住所地と異なる場所（居所）に住んでいるが、通知カードの送付先変更の手続きをしていない。
- ・郵送物のご不在連絡票が入っていたが、保管期限内に受取れなかった。
- ・郵便物の転送手続きをしている方、今回の簡易書留は転送されません。

受取方法

◆受取場所 本庁住民課窓口

※分庁舎住民課窓口で受取る場合は事前に必ず連絡して下さい。

◆必要なもの

- (1)通知カード引渡請求書兼受領書（窓口にあります）
- (2)対象者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、住基カード、在留カード、身障者手帳、健康保険証、診察券、年金証書等）
- (3)印鑑（本人及び代理人）
- (4)代理権を証明する書類
 - ・法定代理人（戸籍謄本その他資格を確認できる書類）
 - ・任意代理人（委任状）
 - ・代理人の本人確認書類(2)対象者の本人確認書類に同じ

お問合せ：住民課 ☎66-3405（直通）までお願いいたします。

通知カードは大切なものです。確実に受取り、保管をお願いします。



介護保険住宅改修研修会のお知らせ



峡南地域の各町と峡南広域行政組合では、これから住宅改修をお考えの方と建築業者の方、介護支援専門員の方を対象に、介護保険の住宅改修制度の説明と改修の実例を紹介する『介護保険住宅改修研修会』を下記の通り開催します。

峡南地域での介護保険制度の住宅改修に関する研修会は、今回が初めてとなりますので、この機会にぜひご参加ください。どなたでもお気軽にご参加できます。**参加費は無料**です。

日時と場所

- ・平成28年1月19日(火) 午後7時から午後9時
市川三郷町役場本庁舎1F大会議室 住所：西八代郡市川三郷町市川大門1790-3
- ・平成28年1月21日(木) 午後3時から午後5時
身延町総合文化会館2F会議室 住所：南巨摩郡身延町波木井407

研修会の内容

- ・町担当者による住宅改修制度の概要説明（20分程度）
 - ・住宅改修の手法と実例の紹介（1時間30分程度）
- 講師 伊東誠三氏 一級建築士、福祉住環境コーディネーター1級

定員

各開催日とも50名 ※応募多数の場合は、先着順とさせていただきます。

お申込み

福祉保健課 介護保険係まで ※平成27年12月28日までにお申し込みください。

その他

研修を受けられた建築業者の方と介護支援専門員の方には研修終了証を交付いたします。

お申し込み・お問い合わせ先

福祉保健課 介護保険係 ☎64-4836（直通）

主催 峡南広域行政組合 後援 市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町